

平成23年5月25日
経済・港湾委員会
配付資料
経済局

本市外郭団体「横浜市信用保証協会」の経営改革に関する方針案について

本市では、平成21年3月から外部の有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体ごとの経営課題について審議を行い、提言をいただいた団体から順次、本市としての「経営改革に関する方針」を決定しています。

これまで、昨年10月に12団体、本年2月に10団体の「経営改革に関する方針」を決定しました。このたび、新たに17団体の「経営改革に関する方針案」等を決定しましたので、このうち経済局所管の「横浜市信用保証協会」に関する方針案について御報告します。

1 方針案の概要

(1) 団体分類

「引き続き経営努力が必要な団体」

(2) 方向性

経済情勢に応じた迅速な金融対策や、市と連携した独自の政策的資金の保証を持続的に実施していくため、更なる経営改善を図る。

制度融資の代位弁済に対する補填金は、金融円滑化法の施行や本市の補填割合の見直しなどにより減少傾向にありますが、今後の経済情勢や金融円滑化法の終了により代位弁済が増加に転ずる懸念もあるため、保証協会の審査体制や職員の審査能力の更なる向上、債権回収専門会社(サービサー)の一層の活用を含めた債権回収の効率化や強化等により抑制を図ります。

[参考] 横浜市外郭団体等経営改革委員会からの提言(平成23年3月30日公表)

団体分類: 「引き続き経営努力が必要な団体」

主な内容: 代位弁済補てん金は、国の保険金とともに中小企業信用保証制度を支える財源となっているが、その額は増加してきており、審査体制・能力の更なる向上や、債権回収の効率化や強化等による市費負担の抑制を図ること。

役員数と給与水準の見直しなど、組織体制と人事・給与制度の面で、より採算性を考慮した組織運営に取り組むこと。

2 今後のスケジュール(予定)

今後、「方針案」に基づき、市と団体の共通の経営目標となる「次期協約(期間:平成23~25年度)」の策定に向け、団体と協約項目や目標値(数値目標等)、スケジュールなどの協議を進めます。

なお、次期協約は、本年6月を目処に策定します。

3 添付資料

(1) 「経営改革に関する方針案」(横浜市信用保証協会)

(2) 横浜市外郭団体等経営改革委員会からの提言(横浜市信用保証協会)

【横浜市経済局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

横浜市信用保証協会

団体概要（平成23年5月1日現在）			
所在地	横浜市中区山下町22番地	設立	昭和22年11月29日
基本金	20,495,356千円（うち本市出資額・割合 7,628,215千円・37.2%）※基本金は平成22年7月1日現在		
市所管課	経済局金融課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証 ・ 中小企業等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証 ・ 中小企業が発行する社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 		
市が期待する役割	信用保証を通じて、市内中小企業の金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供など多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献すること。		

方針	引き続き経営努力が必要な団体（協約を締結 する ・ しない）
	<p>経済情勢に応じた迅速な金融対策や、市と連携した独自の政策的資金の保証を持続的に実施していくため、更なる経営改善を図る。</p> <p>制度融資の代位弁済に対する補填金は、金融円滑化法の施行や本市の補填割合の見直しなどにより減少傾向にありますが、今後の経済情勢や金融円滑化法の終了により代位弁済が増加に転ずる懸念もあるため、保証協会の審査体制や職員の審査能力の更なる向上、サービサーの一層の活用を含めた債権回収の効率化や強化等により抑制を図ります。</p> <p>【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】</p> <p>引き続き経営努力が必要な団体</p> <p>引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの</p>

具体的な取組	① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し）
	② 財務改善（市の財政支援）
	③ 人事組織（市の人的支援）

団体と協議の上確定	協約項目案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関との連携強化等により、新規利用企業数の拡大を図ります。 ・ 経営診断を年間200件以上行い、代位弁済抑制に向け期中管理の充実強化を図ります。 ・ サービサーへの委託率を高め、債権回収の効率化を図ります。 ・ 毎年延べ200人以上の職員研修を行い、保証審査及び債権回収のスキルアップを図ります。

スケジュール	項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
	新規利用企業数拡大 期中管理の充実強化 求償権回収 組織運営・人材育成			推進	
	審査態勢等検討			期中管理・診断・モニタリング	
	回収態勢検討			施策進行管理強化	
	計画策定			実施	

横浜市信用保証協会

団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市中区山下町22番地	(TEL)	662-6621
URL	http://www.sinpo-yokohama.or.jp	設立	昭和22年11月29日
代表者	会長 佐々木 寛志	(平成22年4月1日 就任)	
資本金	20,495,356 千円	(うち本市出資額・割合)	7,628,215 千円 ・ 37.2 %
主務官庁	経済産業省(金融庁)		
市所管課	経済観光局金融課		
設立目的	中小企業等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。		

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類	引き続き経営努力が必要な団体 (小分類：引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべきもの)
次期協約期間(平成23年度から平成25年度まで)	
<p>経営改革の方向性</p> <p>代位弁済補てん金は、国の保険金とともに中小企業信用保証制度を支える財源となっているが、その額は増加してきており、審査体制・能力の更なる向上や、債権回収の効率化や強化等により市費負担の抑制を図ること。</p> <p>【補足または条件・整備すべき環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業にとって借りやすい仕組みとするため、保証は大半が無担保になっているなど、制度として国策の影響が大きい部分がある。 ・ H21年度の代位弁済実行は約203億円、求償権回収額は約36億円で、市の代位弁済補填金は約15億円となっている。求償権回収率は、回収期間を5年と仮定すると約24%となっている。 	
<p>経営改革の方向性</p> <p>役員数と給与水準の見直しなど、組織体制と人事・給与制度の面で、より採算性を考慮した組織運営に取り組むこと。</p>	